

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づき措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

重点番号15:延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和(厚生労働省)

延長保育事業について

- 市町村の認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業。
 - ・ 標準時間認定 1 1 時間の開所時間を超えて保育を実施。
 - ・ 短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施。

1. 一般型

- (1) 実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等。
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。

2. 訪問型

- (1) 実施場所 利用児童の居宅
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するもの。
 - ① 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合
 - ② 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合

- 実施主体 市区町村（市区町村が認められた者へ委託等も可）
- 実施要件
 - ・ 対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置
 - ・ 各延長時間帯毎に定める一定の利用人数（日数）を満たしていること
 - ・ 訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村と協議の上、利用の決定を行うこと

- 交付実績：13, 486か所（平成26年度）
- 負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

一時預かり事業について

平成28年度予算：982億円の内数
(子ども・子育て支援交付金：内閣府所管)

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型	③ 余裕活用型	④ 居宅訪問型	⑤ 地域密着II型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)				
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が 一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼ 離島その他の地域 において、保護者が 一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
設備基準	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準 を設ける。				
職員配置	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち 保育士等を1/2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下することはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることが出来る。※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。				
実施要件	1, 199	(※ 平成27年度創設)	41	(※ 平成27年度創設)	(※ 一般型の内数)
実施 市町村数 (平成26年度)					

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉:平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成27年5月現在) 【今後の展開】

- クラブ数 22,608か所
(参考:全国の小学校20,113校)
- 支援の単位数 26,528単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,024,635人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 16,941人
〔利用できなかった児童がいるクラブ数 2,454か所〕

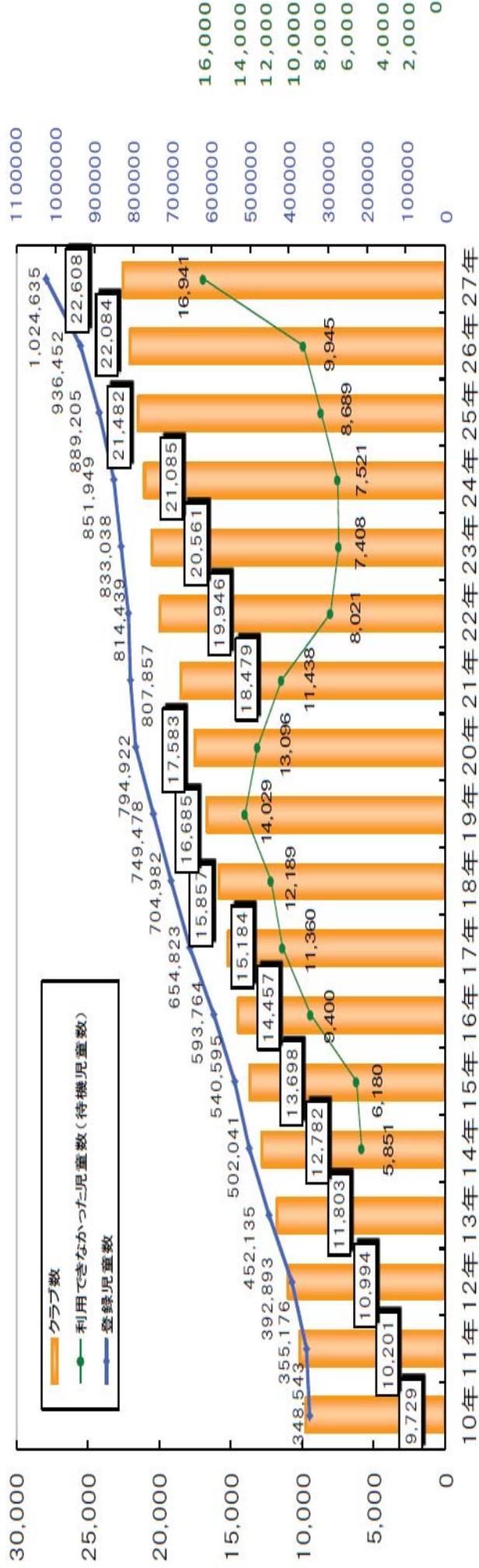
- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)
⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
 - ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
 - ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数(待機児童数)の推移】

20

(か所)

(人)



※各年5月1日現在(育成環境課調)
(平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調)